

摂津市公告第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、市有地売却についての建物解体撤去条件付一般競争入札（郵送型入札）（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和7年8月18日

摂津市長 嶋野 浩一朗

1. 入札に付する物件

物件番号	所在地	地目	実測面積(m <sup>2</sup> )	用途地域	最低売却価格(円)
1号	摂津市別府二丁目 964番1・6	宅地	651.35	第一種住居地域	42,725,400

2. 建物等情報

建物 1	建物	旧別府公民館・鉄筋コンクリート造2階建
	延床面積	438.09m <sup>2</sup>
	竣工	昭和46年築
建物 2	建物	旧別府サービスコーナー・木造平屋建
	延床面積	20.79m <sup>2</sup>
	竣工	平成5年築
建物 3	建物	旧別府公民館多目的トイレ・鉄骨造平屋建
	延床面積	5.5m <sup>2</sup>
	竣工	昭和59年築
付属建物	なし ※附属建物ではないが樹木あり	

付属工作物	植栽、ネットフェンス、簡易倉庫、案内板、照明塔、旗ポール、カーポート、門扉、塀、側溝			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 964番6敷地内に電柱1本、電柱支線2本あり</li> <li>・ 給排水管、ガス管は残存している</li> <li>・ 40mm口径給水管が埋設されておりますが、納付金1,050,000円（税抜）のうち、525,000円（税抜）のみ納付済（予定価格に含まれている）。40mm口径の給水管の権利を継承する場合には、別途納付金525,000円の納付が必要。</li> </ul>			
主な制限等	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第一種住居地域
	建ぺい率	60%	容積率	200%

### 3. ホームページの公開及び実施要領配布

- (1) 公開・配布開始日時 令和7年8月18日（月）午前9時から  
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]に規定する休日を除く）
- (2) ホームページアドレス <http://www.city.settsu.osaka.jp/>
- (3) 配布場所 摂津市総務部資産活用課管財係（市役所本館2階）

### 4. 入札参加申込

- (1) 受付期間 令和7年8月18日（月）から 令和7年9月18日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時15分まで  
（必着）  
※当期間内に、次の申込書類を郵送（簡易書留）すること（直接持参可）。
- (2) 申込書類
- ①入札参加申込書兼誓約書【様式第1号】
  - ②印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
  - ③住民票（法人の場合は、登記事項証明書[履歴事項全部証明書]）
  - ④レターパックプラス（返信用・折り曲げて送付で可）
  - ⑤委任状【様式第2号】（代理人により入札を希望する場合のみ）
  - ⑥誓約書（様式第4号・摂津市暴力団排除条例に基づく）
  - ⑦納税証明書類（直近3年分）※資料は電子取得可
    - ・ 法人の場合
      - 国税：納税証明書その3の3  
（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）  
（入札参加者の住所が納税地となっているもの）
      - 地方税：直近の法人市民税

(入札参加者の所在市町村が発行するもの)

・ 個人の場合

国税：納税証明書その3の2

(「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)

地方税：直近の市府民税

(入札参加者の所在市町村が発行するもの)

※ ②③⑦については、発行後6か月以内のもので、共有名義の場合は共有者全員分を提出すること。

【以下法人に限る】

⑧会社概要の分かる書類

(例：会社概要リーフレット、書式自由)

⑨定款

※申込書類受付後、摂津市より入札必要書類を送付

(3) 送付先

〒566-8555

摂津市三島一丁目1番1号 摂津市総務部資産活用課管財係 行

※直接持参の場合は、摂津市役所本館2階資産活用課管財係まで提出

(4) 現地説明会

令和7年9月1日(月) 午前10時から実施(事前申込要)。

5. 入札保証金

(1) 入札保証金額

各自の見積もる入札金額の100分の5以上の金額

(100円未満切り上げ)

(2) 納付方法

入札保証金を電信扱いで摂津市が指定する次の振込先口座に振り込むこと。なお、入札保証金の振込手続きには、日時を要する場合があるので、確実に入金できる旨、申込者が利用する金融機関に確認すること。

(3) 納付期限

令和7年9月25日(木)の午後3時までに納付すること。

6. 入札書等提出

(1) 提出期限

令和7年9月26日(金)まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]に規定する休日を除く)の午前9時から午後5時15分まで(必着)

※当期間中に、次の入札関係書類を郵送(簡易書留)すること(直接持参可)。

(2) 入札必要書類

①入札書(入札書提出用封筒に入れ、封印をしたもの)

②入札保証金還付請求書(裏面に入札保証金納付済の受領証等(振

込みが確認できるもの))

(3) 送付先

〒566-8555

摂津市三島一丁目1番1号 摂津市総務部資産活用課管財係 行

※直接持参の場合は、摂津市役所本館2階資産活用課管財係まで提出

7. 開札

令和7年9月30日(火) 午前12時15分から

摂津市三島一丁目1番1号

摂津市役所東別館2階第1会議室

※開札への参加は任意

8. 契約締結期限

開札日から30日以内

9. 入札参加資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。

①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者

・摂津市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

・摂津市が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

・入札者が摂津市と契約を締結すること又は摂津市との契約者が契約を履行することを妨げた者

・地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により摂津市が実施する監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

・正当な理由なく摂津市との契約を履行しなかった者

・上記記載事項のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③法人の場合は法人税、消費税及び市税を、個人の場合においては所得税及び市税を完納していない者

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

⑤摂津市暴力団排除条例(令和23年摂津市条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

⑥売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者

⑦売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用

に使用しようとする者

⑧無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していない者

⑨入札申込み及び入札必要書類に不備及び虚偽等の記載を行った者

⑩次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者

- ・破産法（平成16年法律第75号）第18号若しくは第19号の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て

- ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定による従前の例によることとされる和議開始の申立て

- ・清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て

⑪本市特別職及び正職員、会計年度任用職員（配偶者及び一親等内の親族を含む）。

## 10. 主な特約

### (1) 公序良俗に反する使用の禁止

入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

### (2) 風俗営業等の禁止

入札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

### (3) 違約金

契約書に定める義務に違反したときは売買代金の3割を違約金として摂津市に支払うものとする。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (4) 買戻特約

契約に定める義務を履行しないときは、(3)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、土地の所有権移転登記の日から5年間とする。

#### 1 1. 契約書作成の要否

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 必要書類等

[個人のみ]

- ① 成年後見制度における登記されていないことの証明書
- ② 破産に関する証明書

#### 1 2. 入札の公表

次の情報を公開する。

- (1) 落札者（「個人」又は「法人」の表記のみ）
- (2) 落札金額

#### 1 3. 契約保証金

- (1) 契約保証金額

売買契約金額の100分の10以上の金額（100円未満切り上げ）で本市が指定した額

- (2) 納付方法

契約締結時に発行する契約保証金納付通知書により、りそな銀行千里丘支店（摂津市役所新館1階）にて、現金又は銀行保証小切手（大阪手形交換所にて換金可能なものに限る）により納付すること。なお、入札保証金充当依頼書を提出することにより、入札保証金を契約保証金に充当できる。

- (3) 納付期限

落札者は、契約保証金を契約当日の午後3時までに納付すること。

- (4) 帰属

契約者が売買代金を期日までに納付しない等の理由により、売買契約を解除した場合には、契約保証金は摂津市に帰属する。

#### 1 4. 契約費用及び公租公課等

次の費用等は、買受人の負担となる。

- (1) 契約書（本市控え分）に貼付する収入印紙の費用
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税
- (3) 所有権移転後、落札者を義務者として課される公租公課
- (4) その契約に要する費用

#### 1 5. その他

詳細は、【令和7年度第2回建物解体撤去条件付一般競争入札実施要領】による。

#### 1 6. 問い合わせ先

摂津市三島一丁目1番1号 摂津市総務部資産活用課管財係

電話 06-6383-1325 (直通)

06-6383-1111 (大代表) (内線2181)

072-638-0007 (代表)